

令和2年度 高砂市

「新婚世帯家賃等 補助金」のご案内

**フライダル都市高砂は、
新婚カップルの新生活スタートを応援します！**



補助金の概要

結婚に伴う新生活のスタートを支援するため、高砂市内の民間賃貸住宅に居住する夫婦の年収の合計が600万円未満の新婚世帯に対して家賃の一部を補助します。

また、夫婦の年間所得の合計が340万円^(※1)未満の新婚世帯に対して、市内の民間賃貸住宅に居住する家賃の一部に加え、引越費用の一部を補助します。

補助金を受給できる方

下記の全ての項目に当てはまる新婚世帯が対象です。

- 平成30年4月1日以降に婚姻届を提出し、届出日における夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること
- 前年の夫婦の収入の合計が600万円未満^(※2)であること
(引越費用の補助を受ける場合は、前年の夫婦の所得が340万円未満^(※3)であること)
※2 収入と所得の違いは、5ページの「高砂市新婚世帯家賃等補助金に関するQ&A Q2」をご覧ください。
※3 貸与型奨学金の返済をしている場合は、収入(所得)から年間返済額を控除した額
- 高砂市内にある民間賃貸住宅に居住し、かつ、当該住宅に夫婦とも住民登録していること
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 暴力団又は暴力団密接関係者に該当しない者であること
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと

対象となる賃貸住宅

新婚世帯が自己の居住の用に供するために、賃貸借契約を締結した高砂市内の住宅。

※夫婦のいずれかが契約者であること。

下記の住宅は対象外です。

- 市営・県営住宅
- 社宅、官舎、寮等の給与住宅
- 申請者の1親等の親族が所有している住宅及び賃貸住宅
- 短期賃貸住宅(賃貸借契約の期間が1年未満の住宅をいいます。)

対象となる家賃

賃貸借契約に定められた賃借料の実質負担額(※)が月額2万円以上の賃借料
※実質負担額とは、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除いた額
です。

対象となる引越費用

引越し業者または運送業者への支払い、その他の引越しに係る実費
ただし、不用品の処分費用並びにエアコン等家電製品の設置費用、自らレンタカー等を
借りて引越した場合、引越し業者を介さずに友人等（引越業務を行っていない業者に
頼んだ場合等を含む）に頼んだ場合は対象外となります。

補助金の額

【 家賃補助 】

1世帯当たり1か月1万円で、12か月分12万円が上限です。

【 引越費用 】

1世帯当たり1回のみで6万円が上限です。

補助の期間及び交付時期と方法

★ 補助期間・・・補助金の交付を初めて申請した月から12か月間です。

★ 交付時期（予定）

補 助 期 間	請求書の提出期限	交付時期
4月～9月に申請のあった方	9月末日	10月
10月～3月に申請のあった方	3月末日	4月

★ 交付方法・・・口座振込みです。

申込から補助金の振込みまでの流れ

① 申請書類を提出してください

提出書類（チェックしてください。）

- 高砂市新婚世帯家賃等補助金交付申請書（様式第1号）
- 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- 婚姻届受理証明書もしくは戸籍謄本の写し
- 前年分所得証明書（夫婦二人分（所得がない方も必要））
- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し（該当する場合）
- 賃貸借契約書の写し
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）（給与所得者全員分）
- 引越しに係る領収書の写し（引越し費用の補助金を申請する方のみ）
- 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者である旨等を記載）

② 市が申請内容を審査し交付決定の通知を送付します。

*****（これ以降は、交付決定を受けた方の手続きです。）*****

③ 家賃等補助金の請求は、9月末と3月末の年2回です。高砂市から当該月に「高砂市新婚世帯家賃等補助金交付請求書」をお送りしますので、必要事項を記入の上、家賃支払い実績を証明する書類を添えて、当該月の末日までに提出してください。

提出書類（チェックしてください。）

- 高砂市新婚世帯家賃等補助金交付請求書（様式第6号）
- 家賃支払い実績を証明する書類
（家賃支払いが確認できるのであれば通帳の写しでも可）

④ 市から家賃等補助金を口座振込みします。振込みは、10月と4月の年2回です。

交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取消しや返還を求める場合があります。

- 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- 別途定める補助金交付要綱に違反する行為があったとき。

申請内容の変更について

申請事項に変更が生じた場合は、速やかに高砂市新婚世帯家賃等補助金変更交付申請書（様式第4号）と変更内容を証明する書類を提出してください。

申込み方法

申請書は市役所西庁舎4階未来戦略推進室の窓口で配布しています。

また、高砂市ホームページからもダウンロードできます。

月～金曜日の8：30～17：15（祝祭日は除く）、申請書に必要書類を添えて未来戦略推進室へご本人または同居の方がご持参ください。

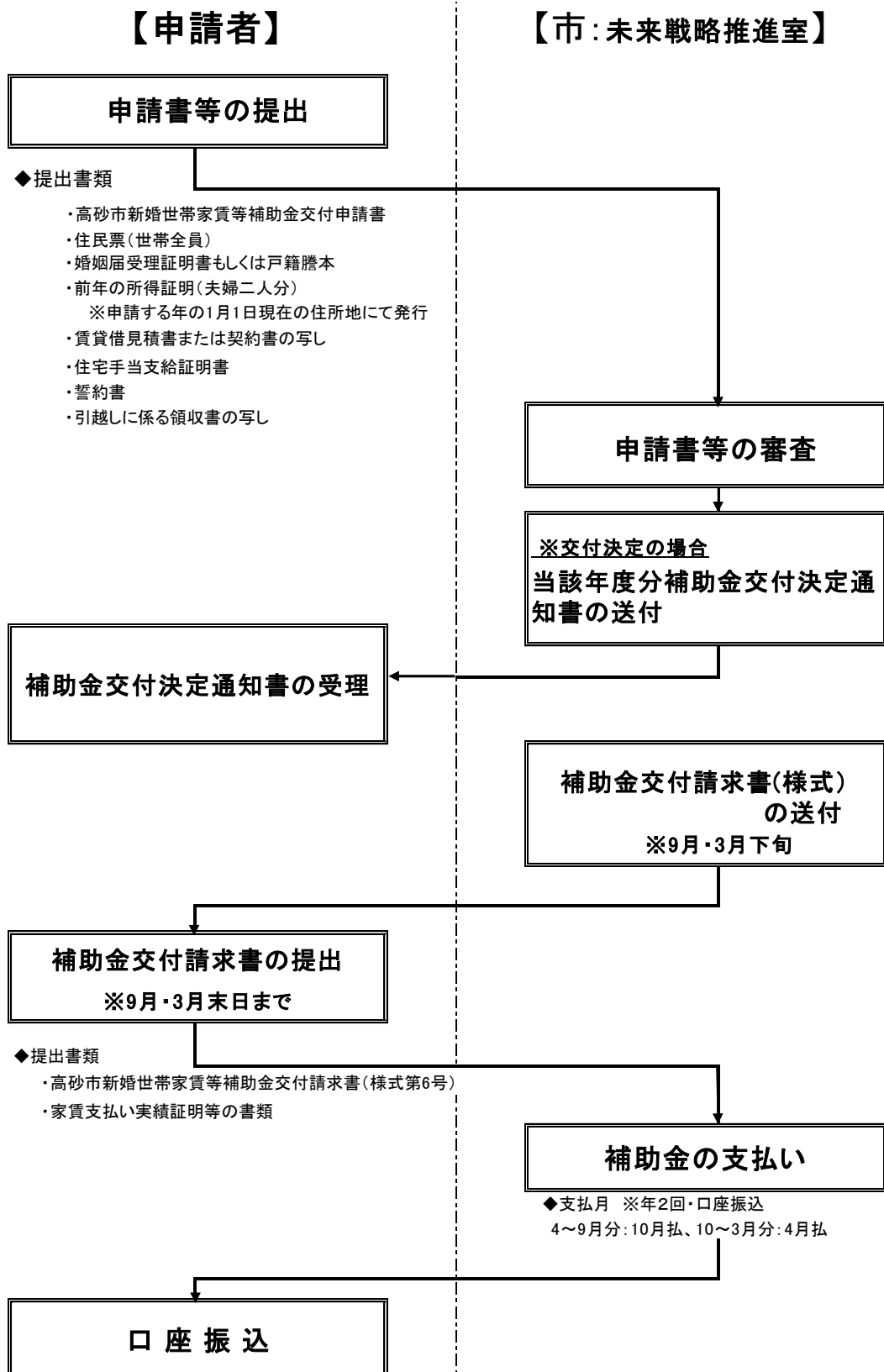
郵送での受付は認めておりません。また、書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。

内容についてご不明な点がございましたら、未来戦略推進室までお問い合わせください。

税法上の扱い

この補助金は、所得税法上の「雑所得」になり、課税対象となります。詳しくは税務署にご確認の上、申告してください。

「新婚世帯家賃等補助金」申請～受給までの流れ





令和 年 月 日

高砂市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号（携帯）
（自宅）

高砂市新婚世帯家賃等補助金交付申請書

高砂市新婚世帯家賃等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日	平成・令和 年 月 日（婚姻届を提出した日）		
2 生年月日	夫氏名		年 月 日（婚姻日時点で満 歳）
	妻氏名		年 月 日（婚姻日時点で満 歳）
3 事業内訳	(1) 住居費 ※前年の世帯 年収が600万 円未満	契約締結年月日	平成・令和 年 月 日
		家賃(A)	月額 円(注)
		住居手当(B)	月額 円
		実質家賃負担額(C) (A) - (B) = (C)	月額 円 ※2万円以上が対象となります。
	補助申請額(月額)①		円
	(2) 引越費用 ※前年の世帯 の年間所得が 340万円未満	引越しを行った日	平成・令和 年 月 日
		引越費用(D)	円
補助申請額②		円 (上限6万円)	
4 補助期間	令和 年 月から令和 年 月までの12箇月分		
5 補助申請額	住居費① 円 × 12箇月 = 円 + 引越費用② 円 = 円		
6 公的制度による家賃補助	私(申請者)及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票(世帯分) <input type="checkbox"/> 所得証明書(夫婦分) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し(該当する場合) <input type="checkbox"/> 賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書(給与所得者全員分) <input type="checkbox"/> 引越しに係る領収書の写し(世帯所得340万円未満のみ) <input type="checkbox"/> 誓約書(暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者である旨等を記載) <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書もしくは戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> その他()		

(注) 物件の敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料を実質負担額に補助期間(12箇月)で按分した額を加算することができる。

高砂市長 様

記入例

市受付印

賃貸住宅の住所
賃貸契約者の氏名

申請日
令和2年5月23日

住所 高砂市荒井町未来1丁目1-1
氏名 未来 進
電話番号（携帯）090-0000-0000
（自宅）079-000-0000

未来

★年収と所得の違いは、別紙 Q&A を参照
(1) 住居費の制限は、年収です。
(2) 引越費用の制限は、所得です。

高砂市新婚世帯家賃等補助金交付申請書

平成30年4月1日以降が対象

合計80歳未満が対象

高砂市新婚世帯家賃等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日	令和元年5月5日（婚姻届を提出した日）		
2 生年月日	夫氏名	未来 進	昭和62年3月1日（婚姻日時点で満32歳）
	妻氏名	未来 望	平成3年6月20日（婚姻日時点で満27歳）
・婚姻を機に離職・ 転職した場合→ Q&A 参照 ・貸与型奨学金の返 還をしている場合 は、年収から控除し ます。 前年の世帯年間 所得が340万円以 上は記入しない	※前年の世帯年 収が600万円未 満	契約締結年月日	令和元年4月20日
		家賃(A)	月額 40,000円（注）
		住居手当(B)	月額 15,000円
		実質家賃負担額(C) (A) - (B) = (C)	月額 25,000円 ※2万円以上が対象となります。
	補助申請額(月額)①	10,000円	
※前年の世帯の 年間所得が340 万円未満	引越しを行った日	平成・令和 年 月 日	
	引越費用(D)	円	
補助申請額②	円 (上限6万円)		
4 補助期間	申請日以降	令和2年5月から、令和3年4月までの12箇月分	
5 補助申請額	住居費①10,000円×12箇月=120,000円 +引越費用② 0円 = 120,000円		
6 公的制度による家賃補助	私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員分 <input type="checkbox"/> 前年分（5月下旬以降発行）		
7 貸与型奨学金の返還を している場合は提出 該当する場合に提出	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票（世帯分） <input checked="" type="checkbox"/> 所得証明書（夫婦分） <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し（該当する場合） <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 会社で発行（様式第2号） <input checked="" type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 引越しに係る領収書の写し（世帯所得340万円未満のみ） <input checked="" type="checkbox"/> 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない旨等を記載） <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書もしくは戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> その他()		

（注）物件の敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料を実質負担額に補助期間（12箇月）で按分した額を加算することができる。



★お問い合わせ先★

高砂市こども未来部未来戦略推進室

(高砂市役所 西庁舎4階)

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1

TEL : 079-441-9904 (直通)

E-mail : tact1438@city.takasago.lg.jp